

## 文化環境保存区域内における保存活用計画の認められた文化財等保護事業補助金交付要綱

令和8年3月15日  
文化スポーツ局長決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市指定文化財等保護事業補助金交付要綱（令和2年4月1日文化スポーツ局長決定。以下「要綱」という）に基づく補助金の交付等のうち、要綱第4条による別表1（1）、別表1（2）及び別表3にかかる文化環境保存区域内における文化財等について保存及び活用のための計画（以下「保存活用計画」という）の認められた補助事業について、要綱第14条に基づき必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 この要綱に基づく補助事業の対象となる者（以下「補助事業者」という）は、文化環境保存区域内に所在する要綱第2条に定義する指定文化財等の所有者等とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助事業の対象となる経費は、要綱第4条に基づくものとする。

### (交付申請)

第4条 補助事業の申請者のうち保存活用計画を策定したものは、要綱第6条に基づき同条に掲げる書類及び次に掲げる書類を提出することができる。

(1) 保存活用計画書（様式第1号及び同号別記1）

(2) 事業者規模のはかれる証拠書類として、補助事業者が法人の場合は申請日に属する年又は年度の前年又は前年度から過去3年又は3年度間の総収入額がわかるもの。ただし申請日に前年または前年度の収入額が確定していない場合は前々年又は前々年度から過去3年又は3年度間の総収入額がわかるものとする。補助事業者が個人の場合は申請日に属する年の前年分の収入額がわかるもの。ただし申請日に前年の収入額が確定していない場合は前々年分の収入額がわかるものとする。

(3) 保存活用計画のわかる図面・写真

### (保存活用計画の認定及び交付の決定)

第5条 市長は、前条により提出された保存活用計画書について、その保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 当該保存活用計画の実施が当該文化環境保存区域と当該補助事業の対象となる文化財等（以下対象物件という）の保存及び活用に寄与するものであると認められるもの。

(2) 当該保存活用計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 市長は前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、次条以降に定める文化環境保存区域保存活用計画審査会（以下「審査会」という）の意見を聴取しなければならない。

3 市長は保存活用計画を認定したものについて、要綱第7条による交付決定を行い、申請者に通知するものとする（様式第2号）。

4 認定しなかったものについては、その旨を通知するものとする（様式第3号）。

（委員）

第6条 審査会は、次に掲げるもの及び組織に属するものを委員として組織する。

- （1）文化財課長
- （2）当該物件の属する区役所地域協働課又は出張所
- （3）一般財団法人神戸観光局
- （4）一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ事業部

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員の他に、地域における文化財の活用に見識のあるものを委員としておくことができる。

3 委員長は、文化財課長をもって充て、委員の人数は、10名以内とする。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審査会の開催）

第8条 審査会は必要に応じて委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

2 審査会は非公開とする。

（保存活用計画の実施状況に関する報告の聴取）

第9条 市長は補助事業者に対し、第5条で認定した保存活用計画について、その進捗状況の報告を求めることができる。

（保存活用計画の認定の取消し）

第10条 市長は第5条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた補助事業者に通知しなければならない。

（施行細目の委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の開催に必要な事項は、文化財課長が定める。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年3月15日より施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

神戸市長 あて

住 所  
氏 名  
電話番号

保存活用計画

神戸市指定文化財等保護事業補助金を交付申請するため文化環境保存区域内における保存活用計画の認められた文化財等保護事業補助金交付要綱第4条に基づき、下記のとおり提出します。

記

文化環境保存区域の 名称	及びその周辺文化環境保存区域
補助対象の文化財等	
保存事業の概要	
活用事業の概要	
事業期間 (5年以内)	

添付書類：活用計画のわかる図面・写真  
事業者規模をはかれる証拠書類

活用事業計画書

<p>事業実施体制 (連携団体を含む)</p>	
<p>計画実施における 指標・目標</p> <p>なにを・誰/何に対 して・どのように (対象, 回数, ス タッフ数, 参加者 数, 規模等 具体的に)</p>	<p>内容: 目標人数: 対象: 方法:</p>
<p>計画実施により期 待される効果</p>	
<p>これまでの活動内 容</p>	
<p>その他関連団体</p>	
<p>計画期間終了後の 展開計画</p>	

添付書類：活用計画のわかる図面・写真

（ 公 印 省 略 ）

第 号

年 月 日

様

神戸市長

保存活用計画認定通知書

年 月 日に申請のありました保存活用計画については、文化環境保存区域内における保存活用計画の認められた文化財等保護事業補助金交付要綱第 5 条の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

1 名称 とその周辺の文化環境保存区域

2 認定条件

（1）対象となる事業は、年 月 日に申請のありました保存活用事業とし、その内容は申請のとおりとします。

（2）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合、完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けることが必要です。

（3）市長は、補助事業の執行の適正を期するため、必要な検査及び指示をすることがあります。

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

様

神戸市長

保存活用計画不認定通知書

年 月 日に申請のありました文化財保護事業については、下記の理由により不認定とすることに決定したので通知します。

記

1 不認定とした理由